新見市産業振興会議規則を次のように定める。

平成30年9月11日

新見市長 池 田 一二三

## 新見市産業振興会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新見市中小企業・小規模企業振興基本条例(平成30年新見市条例 第28号)第12条第2項の規定に基づき、新見市産業振興会議(以下「会議」という。) の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の組織)

第2条 会議の委員は、13人以内とし、別表に掲げる団体等から推薦のあった者をもって組織する。

(会議の役員)

- 第3条 会議に次の役員を置く。
  - (1) 座長 1名
  - (2) 副座長 1名
- 2 役員は、委員の互選により選任する。
- 3 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 座長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務 を代理する。

(会議)

- 第4条 会議は、必要に応じ座長が招集し、座長が会議の議長を務める。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 座長は、必要に応じ、外部の関係者を会議に出席させることができる。
- 4 会議における協議事項については、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、 議長の決するところ による。

(会議の公開)

第5条 会議は原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、

合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。 (幹事会)

- 第6条 会議は、必要に応じて幹事会を置くことができる。
  - 2 幹事会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

(庶務)

第7条 会議及び幹事会の庶務は、産業部商工観光課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議及び幹事会の運営に関し必要な事項は、座長 が会議に諮って定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 別表 (第2条関係)

団体等名	備考
新見商工会議所	経済団体
阿哲商工会	経済団体
阿新農業協同組合	経済団体
岡山県中小企業家同友会	経済団体
国立大学法人 岡山大学	学識経験者
公益財団法人 岡山県産業振興財団	支援団体
新見市内高等学校生徒指導連絡協議会	教育機関
公立大学法人 新見公立大学	教育機関
新見市教育委員会	教育機関
新見金融協会	金融機関
新見市産業部	行政